**岩手県社会福祉大会表彰要綱**

**１　目的**

この要綱は、多年にわたり社会福祉の増進に寄与し、功労のあった者及び社会福祉活動に協力、援助した功績が顕著な個人及び団体に対する表彰等について定めるものとする。

**２　表彰者**

岩手県社会福祉大会長

**３　表彰種別**

(1)社会福祉事業功労者

(2)ボランティア活動功労者、団体

(3)共同募金運動功労者、団体

(4)永年勤続功労者

**４　表彰の要件**

(1)社会福祉事業功労者

社会福祉事業功労者表彰は、次に掲げる各号の一つに該当し、功績顕著なものであって、現にその職にある者について行う。

ただし、①、②、④及び⑥については、所属法人・施設等での功績の他、他団体における功績等が顕著である者とする。

1. 社会福祉協議会役職員等

ア　社会福祉協議会の理事、監事及び評議員として、通算10年以上在職した者であって、市町村社会福祉協議会長等の表彰を受けた者

イ　社会福祉協議会の職員として、通算20年以上在職した者であって、市町村社会福祉協議会長等の表彰を受けた者

1. 社会福祉団体役職員等

ア　社会福祉団体の理事、監事及び評議員として、通算10年以上在職した者であって、所属する県を単位とする団体の長の表彰を受けた者

イ　社会福祉団体の職員として、通算20年以上在職した者であって、所属する県を単位とする団体の長の表彰を受けた者

1. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員として、通算15年以上在職した者であって、岩手県民生委員児童委員協議会長表彰を受けた者

1. 民間社会福祉施設役職員等

ア　民間社会福祉施設経営法人理事、監事及び評議員として、通算10年以上在職した者であって、市町村社会福祉協議会長等の表彰を受けた者

イ　民間社会福祉施設職員（ホームヘルパーを含む）として、通算20年以上在職した者であって、市町村社会福祉協議会長等の表彰を受けた者

1. 在宅援護従事者（里親、職親、各種相談員）

ア　里親として、通算15年以上活動又は在職した者

イ　職親、各種相談員として、通算15年以上活動又は在職した者であって市町村社会福祉協議会長等の表彰を受けた者

1. 上記①、②、④及び公立の施設等（福祉施設職員及びホームヘルパーとして従事した期間に限る）のうち2ヶ所以上に職員として勤務した者

ア　通算20年以上在職した者であって、市町村社会福祉協議会長等の表彰を受けた者

(2)ボランティア活動功労者、団体

ボランティア活動功労者、団体表彰は、次に掲げる各号の一つに該当し、功績顕著なものであって、個人については現にその職にある者、団体については現にその活動が継続しているものについて行う。

　　①　10年以上にわたりボランティア活動に取り組むとともに、地域において指導的役割を担う等の功績のある個人であって、市町村社会福祉協議会長等の表彰を受けた個人

　　②　10年以上にわたりボランティア活動に取り組み、社会福祉の増進に貢献（ただし、寄付行為のみは対象としない）した団体であって、市町村社会福祉協議会長等の表彰を受けた団体

　　③　岩手県社会福祉協議会に多額の寄付を行い、本県民間社会福祉事業に貢献した個人及び団体

(3)共同募金運動功労者、団体

共同募金運動功労者、団体表彰は、次に掲げる各号の一つに該当し、功績顕著なものであって、個人については現にその職にある者、団体については現にその活動が継続しているものについて行う。

①　共同募金運動奉仕者、団体

10年以上にわたり共同募金運動に貢献した個人、団体であって、市町村社会福祉協議会長等の表彰を受けた個人、団体

②　共同募金会市町村共同募金委員会役員

共同募金会市町村共同募金委員会の運営委員及び監事として、通算10年以上在職した者であって、市町村社会福祉協議会長等の表彰等を受けた者

(4)永年勤続功労者

永年勤続功労者表彰は、次に掲げる各号の一つに該当し、現にその職にある者について行う。

　　①　通算15年以上在職した社会福祉協議会、社会福祉団体及び民間社会福祉施設経営法人の理事、監事及び評議員

　　②　通算25年以上在職した社会福祉協議会、社会福祉団体及び民間社会福祉の施設職員（ホームヘルパーを含む）

**５　褒賞**

在宅要援護者（寝たきり老人、重度障害者等）を介護し、その介護に10年以上携わった個人であって市町村社会福祉協議会長等の褒賞等を受けた個人に対して行う。

**６　表彰の除外**

　　過去において、社会福祉関係功労者として叙勲、褒章及び厚生労働大臣、全国社会福祉協議会長、中央共同募金会長、都道府県知事、都道府県社会福祉大会長の表彰を受けた者は、表彰の対象から除外するものとする。

**７　表彰の推薦**

表彰の推薦は、次により行う。

(1)市町村社会福祉協議会長等による推薦

①市町村社会福祉協議会長の推薦

ア　社会福祉協議会役職員等

イ　ボランティア活動功労者、団体

ウ　在宅援護従事者（職親及び各種相談員）

エ　民間社会福祉施設役職員等

オ　永年勤続功労者（社会福祉協議会及び民間社会福祉施設の役職員等）

カ　褒賞

②共同募金会市町村共同募金委員会長の推薦

ア　共同募金運動奉仕者、団体

イ　共同募金会市町村共同募金委員会運営委員及び監事

③市町村民生児童委員協議会長の推薦

民生委員・児童委員

④県を単位とする次の社会福祉団体の長の推薦

岩手県老人クラブ連合会、岩手県母子寡婦福祉連合会、岩手県身体障害者福祉協会、岩手県手をつなぐ育成会、岩手県里親会

ア　社会福祉団体役職員等

イ　里親

ウ　永年勤続功労者（社会福祉団体役職員等）

⑤岩手県社会福祉協議会長の推薦

ア　岩手県社会福祉協議会役職員等

イ　ボランティア活動功労者、団体

(2)推薦の手続き等

表彰の推薦書は、大会実施年度の４月１日現在で作成し、岩手県社会福祉大会長に提出する。

(3)推薦の特例

①　大会実施年度の前年度に在職又は勤務していた者の内、４に定める要件を満たして退任又は退職した者については、７に定める団体の長が推薦できるものとする。

②　民生委員・児童委員にあっては、任期満了時において満75歳以上で、かつ４に定める要件を満たすことが見込まれる者に限り、一斉改選が行われる大会実施年度において、市町村民生児童委員協議会長が推薦できるものとする。

③　社会福祉協議会及び民間社会福祉施設役職員、在宅援護従事者（職親及び各種相談員）、ボランティア活動功労者・団体、共同募金運動功労者・団体及び褒賞に該当するものにあっては、市町村社会福祉協議会において該当する表彰が行われていない場合は、４に定めるそれぞれの要件の在位等の年数は2年を加えた年数とする。

④　社会福祉協議会役職員及びボランティア活動功労者・団体のうち、岩手県社会福祉協議会長が行う推薦については、４に定める市町村社会福祉協議会の表彰は必要としない。

**８　被表彰者の決定**

被表彰者は、社会福祉大会委員会に諮り、社会福祉大会長が決定する。

**９　表彰の取り消し**

大会長は、表彰が決定した後、被表彰者の履歴、功績等において重大な変化が生じた場合は、表彰の決定を取り消すことができる。

**10　その他**

大会長は、４及び７の規定にかかわらず、功績抜群の個人又は団体について、社会福祉大会委員会に諮り表彰することができる。

附 則

この要綱は、平成9年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年6月14日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年4月7日から施行する。